平成２３年（フ）第７５号
千葉県勝浦市川津1798番地
債務者　浅野　幸雄
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
千葉県茂原市高師町２丁目10番地４　マンションオリーブ307
債務者　時田　悦子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
千葉県袖ケ浦市久保田１丁目７番地２　ルミナス久保田Ａ102号
債務者　近藤　篤
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２９号
千葉県木更津市畑沢南１丁目23番21号
債務者　八幡　恵美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第３３号
富山県魚津市吉島１丁目12番31号　若松荘２号
債務者　山口　信二
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第３５６号
金沢市泉本町５丁目40番地１　ロイヤルシャトー泉本町405号室
債務者　松﨑　秀希
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３７１号
金沢市土清水１丁目48番地　ウエストヒルズ202号室、従前の住所金沢市長田２丁目15番19号
債務者　曽我　容子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３７５号
金沢市増泉１丁目16番２号、従前の住所金沢市下本多町６番丁６番地１の２
債務者　濱田　紀代
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３９６号
石川県河北郡内灘町字向粟崎２丁目116番地、従前の住所仙台市青葉区荒巻字青葉33番地の１
債務者　野﨑　実雄
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４０３号
金沢市横川２丁目92番地　ハイツひじり101号室
債務者　端　輝夫
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４０６号
金沢市大額３丁目170番地　大額シャミービル203号、従前の住所石川県石川郡野々市町本町５丁目８番36号
債務者　福原みゆき
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３２６号
山梨県甲府市住吉３丁目18番２号　パティオ・ジマＡ102号、申立時の住所山梨県甲府市下小河原316番地１　ドエリング下小河原102
債務者　美濃部敏郎
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
山梨県甲府市住吉５丁目４番６号　パナハイツ藤Ａ―101
債務者　反田　有輝
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
山梨県南アルプス市鮎沢91番地１　カルム北之宮Ｂ104号室
債務者　有賀　元樹
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
山梨県甲斐市竜王新町394―１　竜王ハイツ201号室、住民票上の住所山梨県甲斐市竜王1994番地１　レジデンスリバーサイドパーク205
債務者　山本　雅一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
山梨県笛吹市石和町唐柏952番地１スプリングフィールド101号
債務者　宮川　茂彦
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係